

四半期報告書

(第23期第3四半期)

自 平成24年9月1日

至 平成24年11月30日

株式会社ティーツー

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	4
(4) ライツプランの内容	4
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	4
(6) 大株主の状況	4
(7) 議決権の状況	5

2 役員の状況

5

第4 経理の状況

6

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	7
(2) 四半期損益計算書	9

2 その他

14

第二部 提出会社の保証会社等の情報

15

四半期レビュー報告書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成25年1月15日
【四半期会計期間】	第23期第3四半期（自平成24年9月1日至平成24年11月30日）
【会社名】	株式会社テイツー
【英訳名】	TAY TWO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 久志
【本店の所在の場所】	岡山市北区今村650番111 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記にて行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目1番1号住友五反田ビル5F
【電話番号】	03-(5719)-4580 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 荒井 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第3四半期 累計期間	第23期 第3四半期 累計期間	第22期 事業年度
会計期間	自平成23年3月1日 至平成23年11月30日	自平成24年3月1日 至平成24年11月30日	自平成23年3月1日 至平成24年2月29日
売上高（千円）	24,880,155	23,522,130	36,188,221
経常利益（千円）	281,096	448,356	739,660
四半期純利益又は四半期（当期）純損失 （△）（千円）	△194,367	206,789	△19,549
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	17,481	12,241	19,761
資本金（千円）	1,165,507	1,165,507	1,165,507
発行済株式総数（株）	551,400	526,400	551,400
純資産額（千円）	5,191,094	5,442,962	5,366,339
総資産額（千円）	11,551,310	12,535,720	12,220,114
1株当たり四半期純利益金額又は四半期 （当期）純損失金額（△）（円）	△375.41	399.65	△37.76
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	—	—	—
1株当たり配当額（円）	110	110	220
自己資本比率（％）	44.9	43.4	43.9

回次	第22期 第3四半期 会計期間	第23期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成23年9月1日 至平成23年11月30日	自平成24年9月1日 至平成24年11月30日
1株当たり四半期純損失金額 （△）（円）	△104.68	△42.39

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 第22期第3四半期累計期間及び第22期事業年度の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため、記載していません。また、第23期第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、平成24年3月30日に株式会社キヅキの第三者割当増資を引き受け、同社を関連会社といたしました。

また、平成24年5月15日付けで当社100%出資子会社となるカードフレックスジャパン株式会社を設立しておりますが、重要性を考慮して、非連結子会社としております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、東北地方において、復興への動きが緩やかに続いているものの、世界経済低迷の長期化や中国での日本製品不買運動などの影響から輸出が減少しているうえ、内需の動きも弱く、景気の先行き不透明感が高まっております。当社が属する小売・サービス業におきましても、消費マインドの冷え込みが続いており、依然として厳しい環境にあります。

このような経営環境の下、当社は、経営効率をさらに高めるためスクラップアンドビルドを実施し、古本市場店舗の出店と不採算店舗の閉店を行ったほか、神奈川県に独自のゲーム専門パッケージ店舗である3Bee（スリービー）第1号店と、TSUTAYA単独店を出店するなど、古本市場店舗のみならずお客様のニーズに応じた複数の店舗パッケージの出店戦略の展開を行ってまいりました。また、既存の古本市場店舗の売場を改装し、今後、ゲーム・古本と並ぶ第3の柱となりうる商材のトレーディングカードの拡販に向けた取り組みの強化を行うなど、将来の収益改善のための布石を投じてまいりました。

しかしながら、前第3四半期累計期間には含まれていたアイ・カフェ事業部門が、事業譲渡により当第3四半期累計期間に含まれていないことなどから、当第3四半期累計期間の売上高は235億2千2百万円（前年同期比5.5%減）となりました。一方利益面では、営業部門及び間接部門の業務効率化が進んだ結果、営業利益は4億2千9百万円（前年同期比56.4%増）、経常利益は4億4千8百万円（前年同期比59.5%増）、四半期純利益は2億6百万円（前年同期は1億9千4百万円の四半期純損失）となりました。なお、四半期純利益が大幅に増加した主な要因は、前事業年度に計上した資産除去債務に関する会計基準の適用等に伴う3億4千1百万円の特別損失をはじめとして、その他の特別損失が大幅に減少したことによるものであり、加えて、経常利益の純増が寄与しております。

(2) 財政状態に関する定性的情報

当第3四半期会計期間末の総資産は125億3千5百万円となり、前事業年度末と比べて3億1千5百万円増加いたしました。これは主にたな卸資産の増加によるものです。負債は70億9千2百万円となり、前事業年度末と比べて2億3千8百万円増加いたしました。これは短期借入金の返済を行った一方で、買掛金が増加したことによるものです。純資産は54億4千2百万円となり、前事業年度末と比べて7千6百万円増加いたしました。これは配当金の支払いがあった一方で、四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加によるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う古本市場店舗の運営等を通じて経済活動をともしするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、すべてのステークホルダーの「満足を創る」ことが最も重要であると考えております。このような当社の経営理念の実践を前提として、当社は、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社の主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う「古本市場」を中心とするリアル店舗、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をインターネットを通じて行うEC部門等を営んでおり、「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての事業運営を行っております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。

このように、当社の事業においては、顧客、従業員、取引先、株主、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行うことによって確保・向上されるべきものと考えております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(買収防衛策について)の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、a. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又はb. 株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました。

④当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員としての地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

a. 当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること及びその理由

当該取組みは、平成22年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会(平成22年5月26日開催)において決議されましたが、平成24年開催の定時株主総会終結時までで満了を迎えたため、承継・更新することとし、平成24年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会(平成24年5月25日開催)において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ております。また、その有効期間は、平成26年開催予定の定時株主総会終結時までとしております。そして、有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとしております。したがって、当該取組みの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様の意思が反映され、株主の皆様が当社の主権者であるとの基本方針に沿うものであると考えております。

b. 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと及びその理由

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。したがって、大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えております。また、大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。が、それ以外の株主の皆様は法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

c. 当該取組みが会社役員としての地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、当該取組みにおいては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えております。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年1月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	526,400	526,400	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度 は採用しておりま せん。
計	526,400	526,400	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年9月1日～ 平成24年11月30日	—	526,400	—	1,165,507	—	1,119,796

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成24年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 8,652	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 517,748	517,748	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	526,400	—	—
総株主の議決権	—	517,748	—

(注) 当第3四半期会計期間において自己株式の取得を実施したため、平成24年11月30日現在の自己株式数は10,652株（発行済株式総数に対する割合2.02%）であります。

②【自己株式等】

平成24年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(株)ティーツー	岡山市北区今村650番111	8,652	—	8,652	1.64
計	—	8,652	—	8,652	1.64

(注) 平成24年10月15日開催の取締役会決議（会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得）に基づき、当第3四半期会計期間に以下のとおり自己株式の取得を行いました。

- | | |
|----------------|---------|
| ①取得した株式の種類 | 普通株式 |
| ②自己株式の総数 | 2,000株 |
| ③取得価額の総額 | 9,590千円 |
| ④発行済株式総数に対する割合 | 0.38% |

上記の自己株式取得の結果、平成24年11月30日現在の自己株式の保有状況は以下のとおりです。

- | | |
|----------------|---------|
| ①自己株式の総数 | 10,652株 |
| ②発行済株式総数に対する割合 | 2.02% |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準並びに利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.0%
売上高基準	0.0%
利益基準	13.3%
利益剰余金基準	1.0%

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期会計期間 (平成24年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,612,008	2,485,721
売掛金	300,329	370,672
有価証券	300,000	—
商品	3,907,897	4,532,689
貯蔵品	23,269	39,856
その他	708,924	610,805
流動資産合計	7,852,429	8,039,745
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	853,323	820,198
その他（純額）	704,758	702,994
有形固定資産合計	1,558,081	1,523,193
無形固定資産	284,246	325,784
投資その他の資産		
差入保証金	1,262,971	1,251,499
その他	1,262,384	1,395,498
投資その他の資産合計	2,525,356	2,646,997
固定資産合計	4,367,684	4,495,975
資産合計	12,220,114	12,535,720
負債の部		
流動負債		
買掛金	893,921	1,885,869
短期借入金	※ 750,000	—
1年内返済予定の長期借入金	781,859	630,524
未払法人税等	—	225,468
賞与引当金	68,148	46,485
ポイント引当金	256,888	236,061
資産除去債務	1,170	5,482
その他	671,937	712,810
流動負債合計	3,423,926	3,742,701
固定負債		
長期借入金	2,255,276	2,311,925
退職給付引当金	255,909	287,464
役員退職慰労引当金	177,245	139,240
資産除去債務	406,743	413,708
その他	334,673	197,717
固定負債合計	3,429,848	3,350,056
負債合計	6,853,774	7,092,758

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期会計期間 (平成24年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,165,507	1,165,507
資本剰余金	1,119,796	1,119,796
利益剰余金	3,323,466	3,231,221
自己株式	△249,199	△73,659
株主資本合計	5,359,570	5,442,865
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△931	△2,553
評価・換算差額等合計	△931	△2,553
新株予約権	7,700	2,650
純資産合計	5,366,339	5,442,962
負債純資産合計	12,220,114	12,535,720

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
売上高	24,880,155	23,522,130
売上原価	17,984,869	16,698,217
売上総利益	6,895,285	6,823,913
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	193,379	139,366
従業員給料及び賞与	1,264,277	1,153,348
パート・アルバイト給与	834,103	891,539
賞与引当金繰入額	45,156	46,485
役員退職慰労引当金繰入額	19,879	16,203
退職給付費用	40,485	43,508
賃借料	1,499,926	1,492,003
減価償却費	399,399	338,776
のれん償却額	—	1,485
その他	2,324,175	2,271,903
販売費及び一般管理費合計	6,620,781	6,394,620
営業利益	274,504	429,292
営業外収益		
受取利息	3,459	2,745
受取配当金	796	1,282
受取賃貸料	27,701	40,271
営業補償金	—	10,000
保険解約返戻金	—	10,284
補助金収入	17,885	4,366
その他	13,615	27,604
営業外収益合計	63,458	96,555
営業外費用		
支払利息	29,240	36,958
不動産賃貸費用	23,911	34,167
その他	3,714	6,365
営業外費用合計	56,866	77,491
経常利益	281,096	448,356
特別利益		
新株予約権戻入益	21,001	—
その他	5,544	—
特別利益合計	26,546	—

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
特別損失		
固定資産除却損	6,176	7,009
減損損失	12,601	—
店舗閉鎖損失	58,763	17,127
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	341,509	—
アイ・カフェ事業譲渡損失	102,199	—
その他	17,428	—
特別損失合計	538,678	24,137
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△231,036	424,218
法人税等	△36,668	217,429
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△194,367	206,789

【会計方針の変更等】

当第3四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

	当第3四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期会計期間 (平成24年11月30日)
<p>※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越限度額又は貸出コミットメント総額 4,500,000千円</p> <p>借入実行残高 750,000</p> <p>差引額 3,750,000</p>	<p>※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7社と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当第3四半期会計期間末借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越限度額又は貸出コミットメント総額 4,200,000千円</p> <p>借入実行残高 -</p> <p>差引額 4,200,000</p>

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日)
減価償却費	419,835千円	361,792千円
のれんの償却額	-千円	1,485千円

(株主資本等関係)

I 前第3四半期累計期間（自 平成23年3月1日 至 平成23年11月30日）

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月25日 定時株主総会	普通株式	56,952	110	平成23年2月28日	平成23年5月26日	利益剰余金
平成23年10月11日 取締役会	普通株式	56,952	110	平成23年8月31日	平成23年11月7日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの該当事項はありません。

II 当第3四半期累計期間（自 平成24年3月1日 至 平成24年11月30日）

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月25日 定時株主総会	普通株式	56,952	110	平成24年2月29日	平成24年5月28日	利益剰余金
平成24年10月15日 取締役会	普通株式	56,952	110	平成24年8月31日	平成24年11月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間末後となるもの該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当第3四半期会計期間 (平成24年11月30日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	162,920	215,145
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	114,431	182,297

	前第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額(千円)	17,481	12,241

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年11月30日)

当社は、「マルチパッケージ販売事業」を単一の報告セグメントとしており、その他の事業は金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

II 当第3四半期累計期間(自平成24年3月1日至平成24年11月30日)

当社は、「マルチパッケージ販売事業」を単一の報告セグメントとしている為、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年11月30日)	当第3四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	△375円41銭	399円65銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (千円)	△194,367	206,789
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(千円)	△194,367	206,789
普通株式の期中平均株式数(株)	517,748	517,429
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 前第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。また、当第3四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成24年10月15日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………56,952千円

(ロ) 1株当たりの金額……………110円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成24年11月6日

(注) 平成24年8月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 1月11日

株式会社テイツー

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員

業務執行社員

公認会計士

岩田亘人

印

業務執行社員

公認会計士

熊谷康司

印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社テイツーの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第23期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年9月1日から平成24年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成24年3月1日から平成24年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社テイツーの平成24年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。